

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】  
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費 （1）単独型介護予防短期入所生活介護費 （一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b（略） （二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 495単位 <u>b 要支援2</u> 615単位 （2）併設型介護予防短期入所生活介護費 （一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b（略） （二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 473単位 <u>b 要支援2</u> 581単位 ロ～ホ（略） 9～11（略）	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費 （1）単独型介護予防短期入所生活介護費 （一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b（略） （二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 460単位 <u>b 要支援2</u> 573単位 （2）併設型介護予防短期入所生活介護費 （一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I) a・b（略） （二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <u>a 要支援1</u> 438単位 <u>b 要支援2</u> 539単位 ロ～ホ（略） 9～11（略）